主文

本件控訴を棄却する。

控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

控訴代理人は、「原判決を取り消す。被控訴人は控訴人に対し金一〇〇万円の支払をせよ。 訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。」との判決及び仮執行の宣言を求め、 被

控訴代理人は、控訴棄却の判決を求めた。

当事者双方の主張は原判決事実摘示のとおりであり、これに対する当裁判所の判断は原判 決理由説示のとおりであるから、いずれもこれを引用する(但し、原判決七丁表一行目の 「の支払」の前に「のうち金一〇〇万円」を加える。)。

よつて、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとし、控訴費用の負担につき行訴 法七条、民訴法九五条、八九条を適用して、主文のとおり判決する。

(裁判官 田中永司 宍戸清七 豊島利夫)